

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（平成30年3月26日現在）

1. 監査のテーマ

豊中市病院事業の財務事務の執行等について

2. 監査の実施期間

平成28年6月28日から平成29年2月16日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	15件	21件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	35件	39件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。(※講じた措置の内容等は別紙「平成28年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
総務部契約検査課	0	0	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
健康福祉部保健医療課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
市立豊中病院医療情報室	1	1 (100%)	0	0	0	0	4	4 (100%)	0	0	0	0
市立豊中病院事務局総務企画課	5	3 (60%)	2 (40%)	0	0	0	17	14 (82.4%)	3 (17.6%)	0	0	0
市立豊中病院事務局施設用度課	9	9 (100%)	0	0	0	0	11	9 (82%)	2 (18%)	0	0	0
市立豊中病院事務局医事課	6	6 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
合 計	21	19 (90.5%)	2 (9.5%)	0	0	0	39	34 (87.2%)	5 (12.8%)	0	0	0

(凡例)

措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。

対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。

不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。

未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。

相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

5. その他

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(平成 30 年 3 月 26 日現在 対応中のもの)

監査の結果又は意見の概要	担当課
契約手続のシステム使用について	総務企画課 施設用度課
定数配置分の在庫計上について	総務企画課
固定資産の現物確認について	総務企画課
人事給与システムの仕組みについて	総務企画課
委託業務の管理	総務企画課
業者選定方法について	施設用度課

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(平成30年3月26日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
1. 市立豊中病院に係る事業管理(P⇒D⇒C⇒A)								
3	58ページ	購入に係る予算要求の意思決定について	<p>平成28年度購入の医療機器ダビンチ(予算402百万円)に関し、平成26年度春の三役(事業管理者、総長、病院長)ヒアリングから、泌尿器科との間で協議が始まっており、診療報酬の保険適用範囲可能性、宣伝効果、他病院の導入の動向などの定性的な分析や採算をとるために必要な症例数などの採算面での検討も併せて実施されていたとのことであるが、当該資料が残されていない。</p> <p>高額の医療機器の導入に当たっては、導入に伴う定性的なメリットのみならず、定量的にどの程度で採算割れになるのかを含めて、その後の目標管理の基礎情報として活用するためにも、導入時の意思決定の過程の資料を残すべきである。</p>		○	総務企画課	平成30年度予算の編成作業から、導入の効果、必要性等の根拠資料のほか、維持管理コストを含めた採算ライン等に関する検討資料も残すこととしました。	措置済
4	58ページ	高額医療機器の稼働状況の把握	<p>病院では、調達した医療機器の稼働状況を把握していない。</p> <p>稼働管理すべき医療機器を特定し、稼働目標を設定してその目標に対する実績を把握することにより、調達した医療機器が当初予定どおりに稼働しているかどうかを把握すべきである。</p>		○	総務企画課	平成29年度に、特定の治療・検査に用いる2,000万円以上の医療機器を稼働管理することとしました。平成30年度から、当該医療機器に該当するものは稼働実績を把握し、分析・評価を行っていきます。	措置済
2. 一般会計繰入金								
5	61ページ	一般会計繰入金を考慮した財務諸表の利用	<p>一般会計繰入金は、総務省からの通達文書や一般会計と病院事業会計との間で取り決めた適用基準に基づいて算出される。特別交付税措置がされる一部の項目(感染症医療に要する経費、周産期医療に要する経費、小児医療に要する経費)は、予算要求時に確定している決算額(2年前の決算額)をもとに算出し予算要求を行っている。実際繰入額については、特別交付税の影響もあるため、当年度の決算から算出した額とかい離が生じてしまう。</p> <p>財務諸表を利用するには、これらの関係性を考慮しなければ病院事業の経営成績について誤った理解をする可能性があるため、留意が必要である。</p>		○	総務企画課	現行の繰入金の表及び損益計算書に加え、当年度の決算数値から算出した額に置き換えた繰入金の表及び損益計算書を作成し、比較できる形で平成30年3月に院内ホームページに掲載しました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
3.施設基準(7対1看護基準)								
6	66ページ	病院経営と職員数の関係	<p>病院の診療報酬制度は資格や実績を持つ人員を確保することにより、算定可能となる施設基準、加算等がある。入院基本料も基準以上の人員数が必要条件となっている。そのため、患者数が増加するならば、人員数を増加させなければ基準を下回るため収益が減少することとなる。もし患者数が減少するならばそれに合わせて人員数を減少させないと人件費が高止まりし赤字要因となってしまふ。</p> <p>各職種別の人員数については病院の損益に大きな影響を及ぼすため病院の機能や潜在患者の状況を踏まえて決定する必要がある。</p>		○	総務企画課	<p>病院の運営においては、病院に求められる役割や潜在患者に対する医療提供の必要量を適正に把握するとともに、病院のあり方や運営目標を運営計画において明確に定め、その目標の達成に向け必要となる各職種別の人員数を措置することが重要です。</p> <p>この点を踏まえ、平成30年2月に、今後5年間の運営方針を定める新たな病院運営計画と実施計画を策定しました。また、平成30年度の各職種別の必要人員数についても当該計画に沿って決定しました。</p>	措置済
7	66ページ	人員配置についての事業計画への反映について	<p>病院事業は事業環境に応じて適時かつ適切に人員配置を行うことにより、急性期病院の機能維持を行うとともに経営の改善を図ることも可能となる。</p> <p>事業管理者の責任のもと、できるだけ病院の内部・外部の環境に合わせて決定することが望まれる。特に病院収益に影響を及ぼす診療報酬改定、今後の医療提供体制に影響を及ぼす地域医療構想等の医療制度の改正の動向を的確に見極めることが求められる。これらを踏まえ、どのような分野の患者数がどの程度見込めるのかを推計し適切に事業計画に反映すべきである。また、経営環境の変化等により見込変更が生じた場合には、適時に事業計画を修正し反映することが必要となる。現在、「市立豊中病院運営計画」が策定されているが、この実施状況について適切に把握し、人員の配置についても事業計画に適時に反映できるようにすべきである。</p>		○	総務企画課	<p>平成30年2月に、新たな病院運営計画及び実施計画(5か年)を策定しました。</p> <p>今後、計画の実施状況を診療実績、部門別ヒアリング等から適切に把握し、経営環境の変化等により見込変更が生じた場合には、計画の見直しを行うとともに、人員体制についても速やかな対応を図ります。</p>	措置済
4.病院事業の個別論点								
9	70ページ	滞留債権についての誓約書の入手	<p>平成26年度以降はマニュアルとシステムが整備され管理が行われている。しかし、26年度以前から滞留となっている未収金について、支払に関する誓約書を入手しているか確認したところ、1件しか誓約書を確認できていなかった。</p> <p>医業未収金業務マニュアルにおいては、患者負担分について未収金が発生する場合には、必ず誓約書の提出を患者に依頼することとなっているため、マニュアル策定後と同様に過去の滞留債権についても誓約書を入手する必要がある。</p>		○	医事課	<p>平成26年度以前から滞留となっている対象者53名に対して、平成29年9月に誓約書の提出について文書を送付し、その後、8名から誓約書を入手しました。</p> <p>残りの45名のうち、28名は弁護士事務所へ未収金回収業務を委託し、その他は、生活保護者及び居所不明者として豊中市債権の管理に関する条例に基づき、債権放棄の処理を行います。</p> <p>なお、1名については、未収金を全額回収しました。</p>	措置済
14	79ページ	診療材料の購買・在庫管理	<p>診療材料の受入・払出(現物管理)も、物流システム(Mキューブシステム)の受入・払出入力及び在庫数量の補正入力(記録の管理)の委託業者(SPD業者)で完結しており、購買・在庫管理業務に関して内部牽制が働かない仕組みとなっている。</p> <p>内部牽制が働く仕組みを構築することが必要である。</p>		○	施設用度課	<p>平成30年3月に、抜きうちにより発注書や納品書などの監査を実施しました。</p> <p>今後は、契約時の仕様書に年1回以上内部点検を行うことを明記し、実施していきます。</p>	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
16	81ページ	実地たな卸要領の作成	たな卸手続について、各部署におけるそれぞれの要領(市立豊中病院たな卸実施要領(診療材料)、薬品管理室における棚卸の手順、棚卸マニュアル(調剤室)、棚卸マニュアル(製剤室)、注射棚卸マニュアル)で、不整合がある。 医薬品と診療材料で統一した実地たな卸要領を作成し、さらに詳細な部分は各部署においてマニュアルを作成するなど、体系も含めてたな卸要領を整理する必要がある。	○		総務企画課	薬品と診療材料に関するたな卸の統一な考え方を整理し、平成29年9月に診療材料のたな卸要領の改正を行い、平成30年3月に新たに薬品のたな卸要領を制定しました。これらの要領に基づき詳細な部分は各部署のマニュアルに定めることとしました。	措置済
18	82ページ	たな卸資産減耗の報告様式について	実地たな卸報告のたな卸差異の原因調査結果の記載方法について、不明瞭な記載となっていた。 差異総額及び不明差異の総額を実地たな卸報告に部署別に明記するとともに、また個々のたな卸資産ごとの原因分析においても、原因分析できたものと不明差異とを明記すべきである。		○	総務企画課	平成29年9月以降のたな卸において、差異総額及び不明差異の総額を実地たな卸報告に部署別に明記するとともに、また個々のたな卸資産ごとの原因分析においても、原因分析できたものと不明差異とを明記することとしました。	措置済
21	84ページ	実地たな卸の担当部署の責任について	実地たな卸の責任部署は総務企画課経理係にあるが、医薬品の所管は薬剤部、診療材料の所管は施設用度課用度係であること等から、責任の所在が不明確になっている。 今後は総務企画課経理係がリーダーシップを持ち、実地たな卸の要領や計画策定等にも主体的にかかわっていくことが望まれる。		○	総務企画課	総務企画課を主体に、実地たな卸計画の内容を見直し、平成29年9月に「実地たな卸実施計画」の改正を行いました。また、「市立豊中病院実地たな卸要領(診療材料)」及び「市立豊中病院実地たな卸要領(薬品)」において、総務企画課長を「たな卸実施責任者」に位置づけました。	措置済
35	107ページ	長期間の随意契約について	検体業務委託業務は、平成20年の見直しの結果選定された3者と継続して随意契約を締結している。随意契約の理由として病院内の臨床検査委員会の議論を踏まえている旨を挙げた。 しかし、当委員会の議事録では、5年ごとの見直しを求めており、委員会の意向に沿ったものとは言い難く、伺い文書の内容に齟齬があるため適切な対応が必要である。	○		施設用度課	検体業務のあり方について検討した結果、事業者の変更は、検査方法や検査試薬が変わることなどによる基準値の違いや検査結果の数値の違いによる治療の継続性への誤解を患者さんへ生じさせることや、検査データの継続性への影響もあり、これらが診療計画に影響するため、臨床検査委員会において、現行業者を引き続き選定することとしました。	措置済